

## 大船渡市議会からのお知らせ

### 平成30年第1回定例会の日程(予定)

第1回定例会の開催日程をお知らせします。皆様の傍聴をお待ちしております。  
なお、日程は変更される場合があります。

2月16日(金)	第1回定例会(初日)
2月21日(水)	“(2日目)
2月27日(火)	“(一般質問)
2月28日(水)	“(一般質問)
3月2日(金)	“(一般質問)
3月7日(水)	予算審査特別委員会
3月8日(木)	“(一般質問)
3月15日(木)	第1回定例会(最終日)

### 議会の情報公開を進めています!

#### ▶市議会の活動や会議日程について

市議会のさまざまな活動内容や、定例会、臨時会、全員協議会、常任委員会等の会議予定などを、市議会ホームページや市議会ツイッターで随時お知らせしています。

#### ▶委員会の傍聴について

市議会では、議場での会議のほか、常任委員会・議会運営委員会・特別委員会も傍聴できます。

なお、委員会の傍聴は希望に添えない場合がありますので、必ず事前に議会事務局にお問合せください。

(議会事務局 Tel.27-3111 内線 240)

#### ▶委員会等の会議録の閲覧について

委員会や全員協議会の会議録を議員研修室に配架しており、閲覧ができます。

詳しくは、市議会ホームページをご覧ください。

大船渡市議会

検索



Twitter 大船渡市議会ツイッター  
@ofunato\_gikai

## 市政調査会研修会

### 気仙地方森林組合の取組について研修 (10月23日)

当市は、面積の約82%が森林です。

今回は、林業の現状と活性化に向けた取組について、気仙地方森林組合 柁木澤光毅代表理事組合長はじめ職員の方を講師に、研修しました。



研修では、ナラ枯れの被害や住田町で取り組んでいるFSC森林認証制度の概要、木材価格の動向などの説明を受けました。

また、課題として、山林所有面積が10ヘクタール未満の零細な山主が多く、専門としての林業は難しいこと、伐採などは同じ地域でまとめれば道路の取り付けなど伐採に係る費用が安くなり利益が還元できること、一本の木を無駄なく、値段も高く販売するように進めていることなど、事業推進に向けた取組について説明を受けました。

### 椿油を生かした 産業振興策について研修(11月28日)

気仙地方はやぶ椿の北限として知られており、末崎町の熊野神社には、樹齢1400年といわれる日本で最大で最古のやぶ椿が生息しています。



今回の研修では、椿油の搾油所を稼働させるなど、椿資源を産業化しようと取り組まれている(株)生成インターナショナルの山田康生氏を講師に、椿を活用した産業化や、椿のさまざまな魅力や可能性について研修しました。

はじめに、末崎町の熊野神社を視察し、熊野神社の歴史や県指定天然記念物の三面椿の価値などについて説明を受けました。続いて、椿油の搾油所に移動し、殻を取り除いた種に圧力をかけて搾る搾油作業の実演を見学したあと、椿油を活かした産業振興の取組と今後の展望などについて説明を受けました。

# 追跡

議会での意見や提言は、  
市政にどのように反映されているのでしょうか。  
「どうなったの？」

災害公営住宅の今後の家賃の動向について(低所得者)

10年後、災害公営住宅の家賃の減免が無くなるって本当？

現在11年目以降の減免継続を検討中 **財源の確保等が課題**

## 国の制度 減免制度①

東日本大震災  
特別家賃低減事業

対象は政令月収  
80,000円以下の  
入居世帯！

減免措置は管理開始から10年間となり、6年目からは段階的に減免措置が縮小し、11年目には本来家賃に戻ります。

■この表は5年目までの家賃の目安になります■

	収入分位	政令月収	1DK(45㎡)	2DK(60㎡)	3DK(70㎡)	備考
後低の家賃措置	I-①	0円	5,000円	6,800円	7,900円	東日本大震災特別家賃低減事業により、政令月収が80,000円以下の世帯は、減免措置の対象となります。この他に、市独自の基準に該当する場合、さらに減免される場合があります。
	I-②	1円~40,000円	8,600円	11,500円	13,400円	
	I-③	40,001円~60,000円	12,100円	16,200円	18,900円	
	I-④	60,001円~80,000円	15,600円	20,900円	24,400円	
本来家賃	I	80,001円~104,000円	16,600円	22,200円	25,900円	政令月収が80,001円~158,000円の世帯は、減免措置の対象となりません。
	II	104,001円~123,000円	19,200円	25,600円	29,900円	
	III	123,001円~139,000円	22,000円	29,300円	34,200円	
	IV	139,001円~158,000円	24,800円	33,000円	38,500円	
	V	158,001円~186,000円	28,300円	37,700円	44,000円	政令月収が158,001円以上の世帯は、減免措置の対象となりません。さらに、入居から3年経過後には、収入超過者と認定され、割増家賃の支払いや明け渡し対象となるなどの制約が生じます。
	VI	186,001円~214,000円	32,700円	43,600円	50,800円	
	VII	214,001円~259,000円	38,200円	51,000円	59,500円	
	VIII	259,001円~	44,100円	58,800円	68,600円	

※家賃については、県営住宅と同様に算定されています。



減免制度①又は②のうち、有利な方の制度を選定し家賃の算定が行われています

県営・市営で10年間家賃の減免の差はありません

注意!!

所得や扶養等、条件によって減免制度が適用されない場合があります。

## 市・県の制度

### 減免制度②

大船渡市独自の減免措置の活用によって

政令月収が概ね69,000円以下の入居世帯は、収入・世帯構成に応じて1割~9割の減免

10年間は県と同様に減免措置がなされます!



岩手県 と同様に11年目以降も減免措置が継続できるよう  
大船渡市 も制度の整備に努力する!としています。